

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和2年4月14日 午後 1時27分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	中 根 光 男
副委員長	設 楽 健 夫
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	小 倉 博

欠 席 委 員

委 員	田 谷 文 子
-----	---------

委 員 外 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 民 部 長	山 内 美 則
保健福祉部長	君 山 悟
生活環境課長	廣 原 正 則
国保年金課長	大久保 勉
子ども家庭課長	幕 内 浩 之

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局	柏 崎 博 子
-----------	---------

議 事 日 程

令和2年4月14日（火曜日）午後 1時27分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 霞台厚生施設組合移行後のごみの分別等について
- (2) 新型コロナウイルスに感染した国保被保険者のうち被用者に対する傷病手当金について
- (3) (仮称)千代田中学校区義務教育学校放課後児童クラブの整備について
- (4) その他

3. 閉 会

開 会 午後 1時27分

○中根光男委員長

ただいまの出席委員は4名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

初めに、霞台厚生施設組合移行後のごみの分別等についてを議題と致します。

説明を求めます。

○市民部長（山内美則君）

本日はお忙しい中、お時間を頂きましてありがとうございます。

それでは、1番目の霞台厚生施設組合移行後のごみの分別等についての説明を致します。

現在、霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設移行につきましては、本年度中の竣工を目指しまして建設が進められているところです。試運転期間を経まして、令和3年4月から新しい組合、新しい施設での運営が開始されることになります。

移行後の収集品目や曜日等、若干の変更点などにつきまして組合から示されておりますので、説明をさせていただきたいと思います。

また、前回の全員協議会でも説明を申し上げたところですが、今後のごみ減量化へ向けた取組の一つとして移行後に導入を考えております指定ごみ袋制度についても改めて説明をさせていただきたいと思います。

詳細につきまして生活環境課、廣原課長から説明いたします。よろしく願いいたします。

○生活環境課長（廣原正則君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

最初に、資料、霞台厚生施設組合移行後のごみの分別等についてをご覧くださいと思います。

ただいま部長からありましたように、現在、ごみの収集につきましては、本市が業者に契約して収集を行い、新治地方広域事務組合等に搬送をしています。

現在、建設を進めています霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設が令和3年4月から本稼働することに伴いまして、ごみの収集品目や出し方等を変更する必要があります。

また、この機会にごみの品目や量に合わせ、収集曜日等も変更したいと考えています。

資料のほう、1番、収集品目及び出し方の変更点につきましては、①ペットボトルを袋・コンテナ収集からコンテナ収集のみに変更いたします。②としまして、小型家電を「粗大ごみ」から「カン・

金属類」へ変更いたします。③ガラス・陶磁器類を「不燃ごみ・カン」から「ガラス・陶磁器類」へ変更を致します。④蛍光灯・電球を「不燃ごみ・カン」から「蛍光灯・電球」へ変更いたします。⑤乾電池・水銀体温計・使い捨てライターを「不燃ごみ・カン」から拠点回収へ変更をいたします。そして、⑥としまして、燃やすごみについては、指定ごみ袋制度を導入する、が変更点となります。

なお、最後、6の指定ごみ袋制度に関しましては、3月24日の全員協議会でも触れさせていただきましたとおり、令和3年度中の導入開始を検討しているものです。

2番の収集曜日の変更については、以下、1ページから3ページまでとなっていますが、現行の分別区分や収集日程と比較して、変更点を詳細に記載したものです。4ページから7ページにつきましては、実際にそれを2019年4月のカレンダーに当てはめて作成をしています。4ページがA地区、5ページがB地区、6ページがC地区、7ページがD地区。それぞれの上が変更前の現行、下が見直し後の変更案となっているものです。

説明については、1ページから3ページではなく、こちらの4ページから7ページのカレンダーを基本に行わせていただきます。

現在、4地区それぞれで異なる収集頻度、日程を設定している点もございますが、前年度に作成いたしました一般廃棄物処理基本計画の策定の際にアンケートをした結果も踏まえ、ごみの分別意識や収集頻度については、各地区における格差があまりないことなどが推測されることから、基本的には市内全域で2パターン、AとCが同じで、BとDが同じとしまして設定を想定しています。

まず、「可燃」ごみについては、「燃やすごみ」としており、背景赤色の部分です。基本的には、従来どおりいずれの地区も週2回の収集を予定していますが、6ページのC地区につきましては、毎週月曜日・金曜日であったものを、ほかの地区の収集サイクルに合わせ毎週月曜日・木曜日に変更しています。

次に、背景緑色としているものです。これは、従来、「不燃・カン」で分別収集していたもののうち、新広域ごみ処理施設移行時に新たに分別収集する品目として見込まれるものです。表中では、「偶数月ガラス・陶磁器類」となっていますが、奇数月では、「蛍光灯・電球」を想定しています。過去の排出量の実績から、それぞれ隔月で月1回という設定をしています。

続いて、「無色ビン」、「茶色ビン」、「その他ビン」ですが、表内では背景が薄灰色、茶色、濃い青色となっていますが、変更後では、過去排出量の実績から全て月1回の収集で統一いたしました。そのため、A、B地区は「茶色ビン」が月2回の収集から月1回の収集へ減少となっています。

そして、背景が黄色の「ペットボトル 雑誌 紙パック その他紙 古布」につきましては、C、D地区が土曜日の収集であったものを、分別方法の問合せや集積所からの改修漏れへのスムーズな対応ができるよう平日に変更をしています。変更後の収集は、全ての地区でいずれも第1・第3水曜日のほか、表記上は見えませんが、第5水曜日を行う方向としています。

また、背景色が黒色の「粗大ごみ」につきましては、従来どおり月1回の収集とし、一部曜日の変更をさせていただいています。

次に、背景が灰色の「カン・金属類」ですが、これは、これまで「不燃・カン」としていたものを名称変更するものです。第1・第3・第5の木曜日または金曜日の収集で設定をしています。こちらでも表記上、第5曜日は見えておりません。CとD地区は、現行では毎週回収としているところを隔週とするわけですが、排出量が減少傾向にあることや、混在して収集していた一部品目を新たな枠で分別収集する想定などを踏まえ、A地区、B地区に合わせる形で変更をしています。

なお、現在、粗大ごみで収集している小型家電につきましては、こちらの「カン・金属類」として

収集する見込みとなっています。

そして、背景色が水色となっている「プラスチック容器 新聞紙 チラシ 段ボール」につきましては、C地区、D地区が土曜日の収集であるものを、分別方法の問合せや集積所からの回収網へのスムーズな対応ができるよう平日に変更をしています。

また、タイヤなどの高分子ごみは、従来、自己搬入のみで受け付けていましたが、新広域ごみ処理施設では取り扱わない品目となることから、廃止となる予定となっています。

なお、乾電池・水銀体温計・使い捨てライターは、これまで「不燃ごみ・カン」もしくは「可燃ごみ」の扱いとなっていました。発火性があること、水銀が含まれることなどから、事故防止の理由から拠点回収の対象となる予定となっています。

続きまして、2つ目の資料になります。指定ごみ袋制度の導入についてをご覧ください。

この資料については、先ほど申し上げましたように、3月24日全員協議会で説明させていただきした内容と同じものとなっています。

今回の分別内容の改正に合わせ、また一般廃棄物処理基本計画の中での今後の施策として排出抑制の推進をしていくとして、指定ごみ袋制度の導入を掲げています。

再度確認の意味で説明をさせていただきたいと思います。

現在、当市の可燃ごみは、透明または半透明な袋での排出を可としています。新治地方広域事務組合の認定ごみ袋が販売流通しているものの、それを使用している市民の割合は低い状況であり、その値段も統一されていない状況となっています。また、適切でない袋等によるごみの排出なども見られるほか、地域外からのごみも持ち込まれやすい状況にあることから、下記のとおり指定ごみ袋制度を導入することで減量化等を図ろうとするものです。

1としまして、指定ごみ袋導入の目的ですが、①ごみの減量化・資源化等に対する市民意識のさらなる向上を図ること、②ごみ袋の指定を行うことによって、地域外からのごみの流入防止や不法投棄防止を図ること、③として適切でない袋等によるごみ出しを防止し、リサイクルできる資源物や不燃物等の混入の防止を強化して分別を促進すること、④従来の認定袋では取扱店に限られることや小売価格が自由設定されるなど地域差が生じていますが、価格を含めた均等な購入機会を得られるように図ることを目的として導入を検討しています。

2の対象とするごみの種類は、可燃ごみの袋を考えています。サイズとしては、45リットル、30リットル、20リットルの3種類程度を検討しています。

3の指定ごみ袋の販売店では、これまでの認定袋の販売店については引き続き販売を依頼していきませんが、スーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、地域の小売店等、さらなる販売の協力を幅広く求めていきます。

4、指定ごみ袋の価格についてですが、まず、(1)として近隣市町村の状況は、45リットルの価格は次のとおりとなっています。新広域ごみ処理施設構成市町である石岡市では、1枚当たり15円で、また小美玉市、茨城町では、1枚当たり20円となっています。土浦市においては、平成30年10月からはごみ有料化を図っており、45リットルでは1枚当たり50円となっています。本市では、袋の値段にごみ焼却処分料などを上乗せするごみの有料化をしない石岡市のような方法で検討をしています。

なお、この販売等の方法ですが、15円程度で行っている実施市の例を見ると、まず市が製造業者から指定袋を購入します。搬送料などを含め約12円となっています。

次に、市は指定袋を指定袋取扱店に販売します。そして、指定袋取扱店は購入額を市へ納入します。

1枚当たり15円で枚数分納入します。そして、市は指定袋取扱店に購入販売に係る委託をするものと

し、販売価格に 20% を乗じた価格を支払います。これはあくまで実施市の例ですが、本市でもこのような方法に、現在、検討をしているところです。

次に、(2) として現在の新治地方広域事務組合認定袋の価格についてですが、平成 8 年度以降、新治地方広域事務組合が認定したごみ袋については、市内等の販売店が自由価格を設定し販売しているものです。これらの価格を当課において独自調査いたしました。その結果、平均価格は次のとおりとなっています。

スーパー、ドラッグストアの平均価格は 15 円、調査したのは 15 店舗で、販売が確認された 10 店舗の平均となります。同じようにコンビニエンスストアの平均価格は 16.4 円となっています。これは調査した 11 店舗のうち、販売が確認された 6 店舗の平均となっています。

最後に、5 としまして今後の予定ですが、今後、例規の一部改正等を予定しています。開始時期につきましては、令和 3 年度中の制度開始を検討しています。なお、従前に購入した認定袋等の使用を認める移行期間を定めることも検討することとします。

説明については以上です。よろしくお願いします。

○中根光男委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

2 ページのこのペットボトル、雑誌、紙パックとプラスチックというふうにあるが、これはごみ出しのときにはペットボトルをペットボトルの容器になるのか、それとも混在するのか。

○生活環境課長（廣原正則君）

現在の出し方につきましては、ペットボトルにつきましては袋で出して、もしくはコンテナでも可としています。収集の曜日が同じということであって、混在ではなくて、それぞれに出していただくこととなります。

雑誌等については縛っていただいて、紙パックについても縛っていただく。また、その他紙につきましては、これは縛っていただいても結構ですし、紙袋等に入れて出していただく方法も結構です。また、古布等については、縛っていただくかビニール等に入れて出していただくというような形です。

○設楽健夫委員

ということは、これはペットボトルと紙類が同じ日に回収になるわけでしょう。そのときの例えばペットボトルのコンテナとかそういうものの識別だとか、そういうものを考えてはいないのですか。例えばペットボトルは黄色とか、昔なら青とか。

○生活環境課長（廣原正則君）

コンテナにつきましては、特にそういった指定はありませんので、缶にしても瓶にしても特に指定していません。そのときに出していただいて、混じっていない状態で出していただくと、そのような方法で収集させていただいています。

○設楽健夫委員

その下のプラスチックについても同じですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

プラスチック容器につきましては、これまでも透明な袋等を出していただいています。これについてはこれまでどおり透明な袋、または、現在は認定袋がございますが、透明な袋等を出していただくというような形になっています。

○設楽健夫委員

この書き方だと、混在も可のような感じになっているので、SDGs じゃないけれども、地球規模ではペットボトルとかプラスチック類について相当やっぱり抑制していくという形で動いてきているから、その辺はちょっと混在は駄目と、その後の行き先がやっぱり分かれるのじゃないからということをお願いしたい。

○生活環境課長（廣原正則君）

説明としましては少し分かりにくい説明というか、資料で申し訳ございません。

カレンダー等につきましては、そういった形できちんと分けていただくような表記にさせていただきたいと思います。

○中根光男委員長

ほかに、ございませんでしょうか。

○櫻井繁行委員

4月6日に正式に「霞台クリーンセンターみらい」、名称も決まりまして、いよいよ動いていくんだなというふうに感じがしているのですけれども、先ほど、課長のご説明の中で、高分子ごみについては、今後、集めないということで、高分子ごみというところあまり一般家庭では出ないでしょうし、塩ビパイプとかそういったものになるのかと思うのですが、もしそういうものを処分するというふうになったときに、案内というか、処理はこちらに持って行ってくださいというのは、担当課としてお考えはありますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

高分子ごみにつきましては、タイヤや塩ビパイプ、塩ビ管などがあるかと思います。これらについては、今後、周知していく中で、それらの搬入方法ですとか排出方法については、きちんとした形でお知らせしていきたいと考えています。

○櫻井繁行委員

それはもう担当課としても考えているというような認識でよろしいですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

はい、そのような形で検討してまいります。

○櫻井繁行委員

よろしくお願いします。

ごみ袋を有料化していくごみ袋の件ですけれども、これも確認になりますが、令和3年度から霞台厚生施設組合としてごみ処理が始まって、本年度については新治地方広域事務組合で石岡市とごみ処理を行っていくということだと思いますけれども、令和3年度の途中ということは、当初では、やはりごみの有料化というのは難しいという考え方なのか。

○生活環境課長（廣原正則君）

まず、こちら指定ごみ袋制度を導入するなということですが、まず袋につきましては、ごみ焼却処分料などを上乗せするごみの有料化という形では考えておりませんで、あくまで袋の値段を統一したり、導入も先ほど説明させていただいた4つの目的等を考えて、袋代の原価プラス運搬経費等で小売店に販売するというような形で考えています。

その開始の時期ですけれども、これについては、これまで透明の袋であったり、認定袋であったり、これまでの新治地方広域事務組合の袋であったり、自由な形で出していたところも、かすみがうら市としてはありますので、住民の周知には時間もかかるということもございます。

また、手続等も時間を要することですので、できるだけ早い時期には考えていますけれども、令和3年度中と、現在のところは検討させていただいたいたっているところです。

○櫻井繁行委員

そうすると、1枚当たり18円程度になってくるわけですね、15円に3円程度上乗せということで。これはまた違うのですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

現在、検討していますのは、資料の2ページ、近隣市町村ごみ袋の価格等は15円から20円、50円というふうになっていますけれども、当市が現在のところ考えていますのは、一番安い値段で15円程度で考えているということで、現在の2番目のところで認定袋の価格がございますけれども、現在も15円や16.4円ということで、その辺の波に合わせた金額を考えています。その3円については、例えばですけれども、これは、こんな形で小売りの販売を委託すると、20%程度、15円の20%での3円、それを委託料として払う、そのような形で考えているということです。

○櫻井繁行委員

よく分かりました。

ごみ袋については、令和3年度から霞台厚生施設組合として石岡市、小美玉市、茨城町とやっていくわけですね。そういう中で自治体統一、その構成市が全て統一するようなごみ袋というふうになっていくのか、それとも今までどおり指定ごみ袋というのは、有料の袋は作るのでしょうか、自治体ごとに格差が生じてくるのか、その辺はどのようにになっていくのかお伺いします。

○生活環境課長（廣原正則君）

今回のこの新広域ごみ処理施設建設の協議の中では、ある程度組合として合わせていきたいという考え方もありましたが、これについてはそれぞれ自治体が市ごとに実施しているところもございまして、今のところ統一する方向ではないと。ただ、新広域ごみ処理施設の霞台厚生施設組合につきましては搬入割等もございまして、それぞれの構成市のごみの減量化によって負担金が減るということもございますので、構成市の考え方にもなってくるのですが、現在のところそんなこともありまして、値段統一の方向性としては、今のところ考えていないということでございます。

○櫻井繁行委員

そうすると、値段も統一じゃないということは、その袋のデザイン自体についても統一じゃないというような考えでよろしいですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

はい、これについてはオリジナルということで、それぞれの構成市のということです。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○中根光男委員長

ほかに、ありませんでしょうか。

○設楽健夫委員

これまでのごみの有料化の討議があったとすれば、その会議録等、提出されている資料について出してもらえますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

これにつきましては、前回にお示ししましたかすみがうら市一般廃棄物処理基本計画というのを今回改定しました。その中で、かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会という審議会の下に計画を作成

していただきまして、これらの中でもこのような今回の指定袋等についても協議はされているところです。そういった中で、もしこういう審議会の会議録とかということであれば、お出しすることはできと思います。

○設楽健夫委員

お願いします。

○生活環境課長（廣原正則君）

はい。

○中根光男委員長

ほかに、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、新型コロナウイルスに感染した国保被保険者のうち被用者に対する傷病手当金についてを議題と致します。

説明を求めます。

○市民部長（山内美則君）

それでは、2つ目の案件ですが、新型コロナウイルスに感染した国保被保険者のうち被用者に対する傷病手当金についてをご説明させていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症への対策といたしまして、国民健康保険の被保険者のうち被用者の方、社会保険未加入で給与所得者でございますが、その方たちが感染をした場合に、その方に対する傷病手当金の支給に関する特例を定めるものです。

なお、この件につきましての条例の一部改正及び補正予算等につきましては、緊急的な対応ということで、昨日、専決処分をさせていただいたところです。

詳細につきましては、国保年金課、大久保課長から申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○国保年金課長（大久保 勉君）

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。

まず、対象者ですが、市国民健康加入者で新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった者、それで括弧書きにございますが、給与の支払いを受けている者に限るといふ、これは被用者というところで

す。続きまして、支給要件。労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間ということで、仮に10日間その期間があったとしますと、その中から3日間を差し引きまして残りの7日間を支給の対象とするというようなことです。

ただし、給与収入の全部または一部を受け取ることができる者に対しましては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給いたしません。

なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額を支給いたします。

支給額ですが、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額、これの3分の2をしまして、それに支給対象となる日数を掛けたものが支給額というような計算です。

この制度の適用期間ですが、令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服するこ

とができない期間、ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月までということで、昨日の専決処分ということで令和2年1月1日ということで遡及適用をすることとなっています。

続きまして、例規改正でございますが、かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例、これを本日、専決処分で施行するものです。これに伴います施行規則、これも同日で施行するものです。

内容は以上ですが、いわゆる国が感染が拡大しつつある中、さらなる感染拡大を防止するために、労働者が感染した場合に休みやすい環境をつくるという観点から、こういったことで国が緊急的・特例的措置として支給に要した費用について財政支援をするというような方針が示されたところでございまして、これに対応して市の財政負担がなく、緊急性を要することから条例改正、補正予算を専決処分とさせていただいたところです。

○中根光男委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○櫻井繁行委員

専決処分ということで私も確認をさせてもらいましたので、迅速に対応していただいてありがたいというふうに思っています。

そういう中で、たしか算出が22人分だったかと思うんですね。たしか100万円ということだったんですけども、この22人分という算出の根拠というか、何かそういったものがあるのかお伺いします。

○国保年金課長（大久保 勉君）

今回、資料には載せていませんが、補正予算のほうで一応100万円ということで計上させていただきました。

その算出根拠ですが、一応、対象者22名分ということで積算をしています。その積算の根拠ですが、国民健康保険の被保険者のうち、この被用者に当たるであろうという仮定では、データ抽出をしたところ、約2200人の該当者がいました。厳密にこの方の全てが被用者かどうかは難しいところですが、その2200名の1%の方ということで22名ということで人数を出したところです。

○櫻井繁行委員

今、国のほうも給付金であったり補助金など出すということで動いていますけれども、これ要件を満たしていて支給というのは迅速に行われるのか。やはりその当事者というのは、その日というか、迅速な資金が必要だったりとか、そういう対応が迫られると思うのですが、その点がどのような対応になっていくのかお伺いします。

○国保年金課長（大久保 勉君）

先ほどの資料の例規改正のところで規則の一部を改正というところがありましたが、こちらで今度は細かいその手続等を、様式ですとかそういったものを規定してしまして、一応、申請書、これがその本人、それから勤務先、それから医療機関、その3か所から申請書を頂くというような手続になっています。今、櫻井委員がおっしゃるとおり緊急的な場合ですので、なるべく迅速に対応したいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員

これはかすみがうら市の話じゃなくて、やはり困っているときに厚生労働省に連絡しても結局いろんなところをたらい回しにされるとか、申請を出したいのだけれども、どうやら何か行政書士の人を

頼まなきゃできないとか、何かいろんなうわさだったり憶測も流れていると思うので、やはり有効的に、せっかく制度を拡充して手厚く補助をしていこうというところですから、申請にはそれなりの書類とかもちろん必要だとは思いますが、迅速な対応をして、より分かりやすく対応していただければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○国保年金課長（大久保 勉君）

今ご指摘いただいた点に十分注意いたしまして、ホームページですとかいろいろな方法を駆使して周知をして、なおかつその申請者に迅速に対応できるようなことを考えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○中根光男委員長

ほかに、ございませんでしょうか。

○小倉 博委員

3つの手続が必要だということで、病院の医師の診断書が必要になるのですか。その場合、病院の診断書を提出するには、経費がかかると思うのですけれども。

○国保年金課長（大久保 勉君）

これは診断書ではなくて、医療機関に出していただく専用の申請書がございますので、特にそれに関して費用が発生するということはないというふうに理解しています。

○小倉 博委員

経費はかからないと。

○国保年金課長（大久保 勉君）

はい。

○中根光男委員長

ほかに、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中根光男委員長

それでは、質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

では、よろしいでしょうか。

次に、(仮称)千代田中学校区義務教育学校放課後児童クラブの整備についてを議題と致します。

説明を求めます。

○保健福祉部長（君山 悟君）

それでは、(仮称)千代田中学校区義務教育学校放課後児童クラブ整備につきまして担当課の子ども家庭課、幕内課長より説明させますので、よろしくお願いします。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

それでは、(仮称)千代田中学校区義務教育学校放課後児童クラブの整備につきましての説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、千代田中学校区内小学校統合に伴いまして、千代田中学校区義務教育学校敷地内を整備いたしまして、そちらに放課後児童クラブのほうを建てる内容です。

1番といたしまして、こちら国が示しています新・放課後子ども総合プランの目標におきまして、新たに開設する放課後児童クラブにつきましては80%を小学校区内で実施することを目指すと示されています。

また、それを受けまして、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、学校の敷地内の整備について協議をしましてまいりました。

2番といたしまして、学校敷地内で放課後児童クラブを実施する理由につきましては、(1)といたしまして、学校敷地内は、多様な体験・活動を行うことができ、児童が校外に移動せずに過ごせる安全な場所であること。(2)といたしまして、学校関係者と放課後児童クラブとが、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、放課後児童対策について連携して取り組むことができるということ。(3)といたしまして、児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故、天災等の緊急時にも対応でき、学校関係者と放課後児童クラブとの間で、迅速な情報交換・情報の共有を行うなど事業が円滑に運営できるということです。

3番目といたしまして、千代田中学校区4小学校及び新治児童館で実施する場合の課題についてご説明いたします。

(1)といたしまして、児童がバスを利用して校外に移動する必要があります。それもありまして、こちらにつきましては下校時刻が学年によって違うため、バスが出るまでの間、待機場所が必要となります。また、バスに乗っている間の時間が約1時間かかると思っています。

(3)になりますが、現小学校区建物、敷地の維持管理が必要となります。跡地利用のほうはまだ決定をしていませんが、こちら放課後児童クラブで1クラス使用するとしても、こちらのほうの維持管理を支援員のほうでやるような形になってしまうということです。

(4)としまして、子どもの生活の連続性を保障するため、学校で児童に変化や問題が生じた際に学校連携を行い対応を現在していますが、校外での運営の場合には、そちらのほうが困難になるということです。

また、(5)緊急時の対応といたしまして、実質、放課後児童クラブにつきましては、女性の方2名が運営していますので、何かありましたときに対応が難しいということです。

(6)といたしまして、霞ヶ浦地区でも、現在、学校敷地内また隣接したところで開設をしていますので、千代田中学校区につきましても同様に行いたいということです。

今後の計画につきましては、こちらの表にありますようなスケジュールにのっとって行ってまいりたいと思います。教育委員会との連携につきましては、今後、教育委員会のほうで開校準備委員会があります。そちらのほうに子ども家庭課、福祉部のほうでも参加をさせていただきまして、意見のほうを聞きながら進めてまいりたいと思います。

説明については以上でございます。

○中根光男委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○設楽健夫委員

これは一般質問でも、議会の中でも、当初教育委員会にこの放課後児童クラブの設置の予算が計上されていましたが、この具体的な協議についてはどこで決定したのかということについて、そのときの答弁は、これは福祉部の管轄だから、福祉部のほうに話を聞いたら教育委員会からの指示だと。今回も教育委員会の打合せは、これはまず行っているのですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまの質問ですが、教育委員会のほうと福祉部のほうで、前々から打合せ等は数回重ねております。今回、委員につきましては、統合中学校の説明会においても放課後児童クラブの意見が出まし

た。そちらのほうを答えられる範囲で学校教育課のほうで説明会をやってまいりまして、こういう意見がありますということで、こちらのほうで話は頂いています。その時点で、こちらのほうでも建てる方向で検討はしていましたが、決定をしていないということでこの間お話があったと思います。一応、内部で協議いたしまして、市長のほうとも協議をして3月に決裁を取りまして、そちらのほうを進めてまいるといことです。

進めるに当たりましては、教育委員会と福祉部で連携を取りながら行っていく内容です。

○設楽健夫委員

これは千代田地区の統合小学校の場所の志筑小学校に決定されていた状況と非常に似ているんです。志筑小学校を統合小学校に造るとあれだけの無駄遣いをしているわけですから、財政的な状況も厳しいという中で。

今回もこの放課後児童クラブをどういうふうに開設していくのかということについては、私のほうでもいろいろな人から話が来ますけれども、例えば公民館のコミュニティ推進委員の中でも、この6月に協議を開始する、閉校小学校の使い方について、という話を聞いています。この新型コロナウイルス関係でそれを集まるという方法が従来の形ではできないので、今、検討中であるという報告も受けています。そういう意味では、前回の統合小学校と同じ轍を踏む可能性があるんですね。造ったはいいいけれども、じゃ後どうするのかということで、一番抜けている点があるんですよ。

ということかといったら、これは運営するサイドの意向でここには書かれていますけれども、住民サイドの意向が書かれていないんです。もっと具体的に言うと、霞ヶ浦中学校区では、南小学校と北小学校で放課後児童クラブが行われているから、行政的に行ったものです。だから、どういう事態になっているのか。

一つは、みなみ放課後児童クラブ、民間の放課後児童クラブありますよね。これはなぜあそこに行くのかといった場合に、志士庫だとか、いわゆる遠くの市民というか親御さんたちが、保護者たちが迎えに行く、そういうことも含めて地理的な問題が一方であるんです。今回も千代田中学校区というふうになると、新治児童館も、志筑小学校もある、上佐谷小学校もある。ここの送り迎えをしていく保護者たちがどういう状態になっていくのかということについては、もう少しきちっとやはり意向を聞いて進めていく必要があると思うんです。この前の志筑小学校統合計画と全く同じような内容がここには含まれているというふう思うんです。

市長の決裁を得たから進めるんだと。じゃ、住民はどうなるんですか。あるいはコミュニティ推進委員がそういう協議を始めると言っているときに、頭ごなしにもう決まったからということで前と同じようにやるんですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまご意見いただきましたことについてですが、跡地と言ってはあれですが、旧小学校の跡地利用につきましては、まだ白紙の状態かと存じます。ただ、放課後児童クラブにつきましては、やはり現在、学校との連携のほうもうまくいっておりまして、運営的には問題ないかと思っています。またこれが今度、学校が統合されまして放課後児童クラブだけそこに残されてしまっても、児童のいろいろな状況の引継ぎ等が難しくなってくるという部分があります。

また、先ほども言いましたが、女性の方が大体2名でそこに夕方までいる状態ですので、そこに何かありまして、対応するにはちょっと難しい。学校の近くであれば、ある程度、先生が残っていますので、そちらのほうとも連携が取れるという部分もありますので、こちらのほうは学校の開設に合わせて統合したほうがよろしいのではないかとということで進めてまいり次第です。

○設楽健夫委員

質問に答えていませんよ。

住民意向サイドはどうするんですか、どういうふうに今後進めていくんですか、前の小学校統合と同じことになりますよということについては答えていませんよ。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

住民の意向の問題でございますが、教育委員会のほうで統合保育所を進めるに当たりまして、地域内PTAの関係者の方を集めて説明会のほうを行っています。その中で放課後児童クラブの内容につきましても、かなり質問等があったようです。保健福祉部のほうでは参加してはいませんでしたが、教育委員会のほうでそのような意見を受けて、こちらのほうに頂いておる次第です。その内容を鑑みまして、今後また計画のほうを立てていくような状況です。

また、今後は教育委員会のほうとPTA会長、地域の住民の方を集めまして開校準備委員会のほうを開くということです。そちらにつきましては、すぐに福祉部のほうでも参加していただいて、そこで意見のほうを頂いて、それに応えていただきたいということです。そちらのほうを通してやっていきたいと思っています。

○設楽健夫委員

話は、これからのことを聞いているわけではないんです。市長を含めてこの決定について、決定事項を決めていった、その過程を聞いているわけです。それは、教育委員会のほうでの決定事項だから、教育委員会の決定を受けて福祉部のほうとしては動いているんだと。責任は教育委員会のほうにあるんだということですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまのご質問ではございますが、教育委員会のほうで話が進んでおりまして、そちらのほうを順次こちらのほうにお話しいただきまして、打合せ、内部協議のほうは行ってまいりました。

それで決定事項につきましては、こちらのほうではもう決定しているものと勘違いしていると言っては変ですが、そういうところがございまして、改めて市長等とも相談をいたしまして、そちらの方向でやるということで改めて決裁を頂いた内容です。全然今まで教育委員会とも打合せをしていないというわけではありませんが、教育委員会を含めまして、いろいろと各セクションとも統合のこちらの放課後児童クラブにつきましても打合せはしてきた内容です。

○設楽健夫委員

今までの教育委員会との協議をしてきたと。それを受けて不十分であるから市長の決裁を頂いて、そして福祉部のほうとしては決定したということでもいいのですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

そういうふうな内容です。

○設楽健夫委員

教育委員会との協議については、議会の答弁の中でも、教育委員会、福祉部だと、福祉部は教育委員会だと、そういう話が具体的な会議録にも載っていると思いますけれども、載っていますけれども、そういう状況の中で市長の責任で決裁をしたと。両方でボールを投げ合っているんですよ。ということでもいいんですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

大変申し訳ございません。私も4月から来た関係で、前回の経過等は分かりません。ですけれども、今、現時点、保健福祉部が主管ということで事業を進めるということでやっています。当然、教育委

員会のほうからの連携を取らないとこれはできないことでありますので、その関係で私どものほうが主になって、この事業を進めていく、そういう姿勢でいます。

○設楽健夫委員

全く部長の説明は説明にも何もなっていない。責任がうちのほうにあるからうちが進めているんだ、今まで話をしたきた内容は全くどこかに飛んでいるじゃないですか。

時間もないので、これまでの経過を文書にして出してください。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

経過のほうをまとめて提出したいと思います。

○設楽健夫委員

その際には、先ほどありましたように、教育委員会のほうでは福祉部のほうに返したというふうにありますけれども、具体的な詳細について会合があったとするならば、その項目に関する会議録を含めて、教育委員会との協議があったとするならばその会議録、そして市長との決裁を含めたとすれば、この中では決裁書が市長に上がっていると思いますけれども、市長との会議録を含めて。ただ1年の何月何日、何があったという報告では駄目ですよ。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

そのようにしたいと思います。

○設楽健夫委員

ほかに、ございませんでしょうか。

○櫻井繁行委員

お疲れさまです。

新しく放課後児童クラブを設立という中で、定数が120名というふうになっていますけれども、これは、今、行われている千代田中学校区の放課後児童クラブをしっかりと累計として出しているのでしょうか、改めて算出の根拠をお伺いします。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

算出の根拠ですが、現在3クラブということで120人を予定しています。こちらにつきましては、通常ですと今回バスを回しますので、その中の減少というのを見ていまして、約25%は減るかというのは、これはあくまでも下がるといいますか、令和4年の見込みが269人で一応見ておりまして、減少率等を見まして、こちらの数字は50%最初は見てございます。そちらで50%の内訳ですが、先ほど言いました25%ぐらい下がるのではないかということと、現に入会申込みしていても、実際来ているのは7割程度しかいないという部分もございます。そちらに応じて入会を60%までということで見込みまして、放課後児童クラブに入会するのは134人ぐらいになるということで一応見ているのですが、こちら120人に関しましては、1.4倍までは見られるというところがございますので、こちらのほうで積算しています。

また、児童が増えますと、内容的には変わってくるかと思うのですが、現在の状況だとこのぐらいの数を見込んでいます。

○櫻井繁行委員

そうすると、課長の答弁の中でおっしゃったように1.4倍だと168人までは見られるということなので、全校生徒が全部で269人いても、マックスいっても170人だけだろうというような根拠があるということです。

分かりました。

その辺もよく方向を踏まえて、いろんな意見はあるとは思いますが、新しく造ったところに放課後児童クラブがあるということは理想的な形だと思いますし、もちろん財源という部分では、いろいろ工面をして捻出をしなければいけないこともありますし、苦勞も多いかと思いますが、よりよい形で放課後児童クラブをつくってほしいと思いますし、課長の答弁の中にあつた開校準備委員会、そこは直接、先生方であつたり、PTAの保護者の生の声を聞ける、ダイレクトに聞ける貴重な会議というか、場になると思うので、ぜひ課をまたいで教育委員会であつたりとか、子ども家庭課であつたりとか、みんなが連携をしていいものをつくってほしいなというふうに思います。

そういう中で確認ですが、この放課後児童クラブは千代田中学校の義務教育学校の敷地内というような整備というふうに書いてありますけれども、新しく新設する義務教育学校の1年生から4年生が入る校舎の中にそういう児童クラブを造るのか、それとも改修をする今の現千代田中学校のほうに放課後児童クラブが入るのか、それとも敷地の中に新しく別に建てるのか、もし分かる範囲でお答えいただければと思います、分かれば。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまのご質問ですが、建てる場所につきましては、一応敷地内ということで教育委員会のほうと調整はしています。大体具体的になりますと、四万騎十字路寄りのほう、以前、プールやバスケットコートなどもありました、一番南側になると思いますが、その辺りが一応予定としています。

○櫻井繁行委員

一番奥のテニスコートとか、プールも解体のほうになっていきますから、そこに新しく造るということですが、間もなく、文教厚生委員会で説明を受けた工事の進捗のスケジュールから言うと、そろそろ千代田中学校のこの義務教育学校の工事のほうも発注をされる時期になってきていると思いますし、6月の定例会ないし、その先どこかで議案的に議員のほうで決議もあると思うんですが、あまり時間がないように感じていますので、迅速な対応をして、設計委託も含めて、現場の生の声をしっかり聞いて反映するような業務設計委託を組んでいただきたいというふうに思っていますけれども、担当課としてのお考えをお聞かせください。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

担当課といたしましては、教育委員会との連携を取りまして、早急に進められるところについては進めてまいりたいと思っています。

○櫻井繁行委員

そうすると、整備が始まるのは、やはり本体工事というか義務教育学校が新しくできますけれども、同じように令和3年度に放課後児童クラブについても整備工事が始まるということで考えてよろしいですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

その予定でいます。

○櫻井繁行委員

よろしくお願いします。

○中根光男委員長

ほかに、質問等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで執行部の皆様には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。 [午後 2時30分]

○中根光男委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時30分]

以上で本日の日程事項はすべて終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんでしょうか。

○設楽健夫委員

新型コロナウイルスの臨時対策の中で、学校が休校するという事で延長されて5月6日までという形で出されている。この前、資料請求も行いましたけれども、マスクの着数だとかそういうものも報告は頂いた。その際に、非常にアンバランスな状況があるんですよね。それが1つ。

あともう一つは、学校教育の中におけるスクールバスに対して教育長のほうから、スクールバスの事業者に対してスクールバスのアルコール消毒だとか、あるいは感染対策を講じるようにという形では話があったんですが、実際、私もスクールバスが通り過ぎるのをずっと見ていましたら、あるいは乗っている父兄の方からも、乗車におけるアルコール消毒、もう一つは、これは裁判所なんかでもそうですけれども、例えば4つの席があったら真ん中の2つには座らないようになっているんです。というのは、今、三密の中の1mという措置がしてある。だから、バスの乗車についても、子どもたちがどういう状態になっているのかということについて、教育委員会は指導していく必要がある。これは乗車に際して。それが1つ。

あともう一つ、今、学校が休校中に際して、放課後児童クラブ、これが非常に三密の中の対策が取られていない。というのは、狭い放課後児童クラブの部屋の中で子どもたちは活動をしているという状況です。だから、そういう意味では、三密の中の空間をつくるということからすると、学校の教室を使うとかも含めて、放課後児童クラブの三密対策をきちっとしていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。そういう意味では、教育委員会のほうがどういうふうに考えているのかちょっと分かりませんが、それが必要ではないかということで、そういう協議の場が文教厚生委員会でも必要なのかなというふうには思っています。

もう一つは、学校の授業再開されたときに、40人学級の中での三密の対策が、そういうふうに離れるという対策までは取られていない。東京の学校なんかについては、午前の部と午後の部に分けて登校させて20人学級にして、その空間を確保するとか、いわゆる新型コロナウイルス対策について空間をどういうふうに確保していくのかということについても手が打たれている状況が始まっていますので、当市においてもそういう状況が必要になってきているんじゃないか。

あとは関連しての話ですけれども、ほとんどの、昨日の報告にもありましたけれども、市役所の中の三密態勢についても、やはりすぐに態勢を整えていく必要があるんじゃないか。会社なんかでは、やっぱり机の空間を取るために出勤体制を調整するとかいうことまで始まっていますからということを含めて、それは付随事項ですけれども、学校の教育体制の中におけるところの放課後児童クラブとスクールバス、再開していった場合、その対策が必要になっているので、教育委員会のほうともその打合せはしていく必要があるのではないかというふうに思います。

それ以外にもあるのですが、その辺が一番危惧される場所なんです。

以上です。

○櫻井繁行委員

設楽副委員長が今おっしゃったことは非常に大事なことで僕も思いますから、5月6日までは休校というのは茨城県内全部、県立の高校までを含めて大井川知事のほうで決めていますけれども、そ

うは言っても5月6日というのは、もう1か月ありませんから、何らかの形でそのスクールバスの三密の対応であったりとか、どういった形で授業を進めていくのかというのは、茨城県のほうも方向性をしっかりつくと思いますけれども、それを含めて確認をする必要があると思いますので、そこは委員長、副委員長で日程調整をしていただいて、必要があれば委員会を開催していただいて説明を受けるような状況を取っていただければありがたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中根光男委員長

分かりました。

日程の調整をしていただいて、局長と打合せをした中で、そういう場を設けさせていただきます。

（「すみません、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○櫻井繁行委員

委員会を開いて、まだ教育委員会が何の方向性も出ていないというのでは困ってしまいますので、やはりしっかり方向性が決まってからのほうがいいのではないかと思います。

○中根光男委員長

確認した中で進めるしかないと思います。

○櫻井繁行委員

こういう方向でいますというか、しっかりとしたものをつくって5月7日からそういう形で子どもたちの受け入れ態勢をつくっていきますというところまで、もちろん考えていると思うんですけども、そうした報告を受けるような状況なのであれば、委員会の日程を調整していただきたい。

○中根光男委員長

考えていなければ、協議し、検討していただいて報告してもらおう。

○櫻井繁行委員

できればその1回だけで報告すれば良いのではないかと思います。

○中根光男委員長

7日から、その事前に態勢をとっていかなければならないと思いますので、教育委員会とも確認した中で、それでは、その日程は調整をしていきたいと思います。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○設楽健夫委員

3点ほどあったんですけども、3点のほどの3点目は、このままでいくと、仮にこれが長引いていった場合のこともある程度想定しておく必要がある。そのときに単位日数が足りなくなる可能性がある。そうなってくると全員留年という話が出てくる。いわゆる家庭内学習をどう進めるのかということも緊急経済対策も行われて、例えば学校でカメラ・マイクで録画をして子どもたちの家庭学習に備えるとか、あるいは通信機器を家庭にないところには補助をしますよというような緊急経済対策もその中には含まれていますので、そういう意味では教育委員会に対して、今後の進級対策といいますか学力ですよね、子どもたちの学力をどう維持していくのかということについても、やっぱり基本的な方向性は、あるいは最悪の事態はそういう事態になっていく可能性もあるので、全員留年とか、その辺も準備しておく必要があるのでは、それもちよっとお聞きしたいな。3点です。

○中根光男委員長

その辺も県と連絡を取った中で、学校としてもかなり警戒しているので、学力のそういう面で、やっぱり市としても終息が全く見えない状況の中でどういう態勢で、県レベルでもいろいろ検討を今している段階だということを話していましたが、そういっても県だけでも待ってられないと思い

ますので、ただ、県全体としてはこういう方向という方向性はあると思うのですが、格差が出てくるかと思えますけれども、そういう中でちょっと調整させてもらいたいと思います。教育長はどういう考えであるのか、まだ県のそういう態勢も踏まえて、これから流れていくと思います。

○櫻井繁行委員

もしかすると、5月6日、延びる可能性もあると思います。

そうなったときには、設楽委員おっしゃるように、例えばネット通信がいいのか、サテライトで先生たちから授業をするということも必要になってくると思われます。

○中根光男委員長

そういう態勢も取らざるを得なくなってきましたよね。

○櫻井繁行委員

それはぜひやっていただいたほうがよいかと思えます。お願いいたします。

○中根光男委員長

国の補助も出ていますし、補正の中でやっぱり態勢を組めるだけの予算措置はできていると思うんです、国のほうの段階でも。その辺も含めて、市もどういう方向でこれからやるのかということも確認し、委員会の中でしていきたいと思えます。

（「調整は委員長、副委員長にお任せします」と呼ぶ者あり）

○中根光男委員長

分かりました。

それでは、以上で文教厚生委員会を散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散 会 午後 2時41分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 中 根 光 男